

四日市市告示第422号

四日市市社会福祉施設における苦情解決事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年8月1日

四日市市長 森 智広

四日市市社会福祉施設における苦情解決事業実施要綱の一部を改正する要綱  
四日市市社会福祉施設における苦情解決事業実施要綱（平成17年四日市市告示第292号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(対象範囲)</p> <p>第2条 この事業は、次の各号に掲げる社会福祉施設を対象とする。</p> <p>(1) 四日市市立保育所</p> <p><u>(2) 四日市市立こども園</u></p> <p><u>(3) 四日市市立あけぼの学園</u></p> <p><u>(4) 四日市市立児童館</u></p> <p><u>(5) 四日市市こども子育て交流プラザ</u></p>	<p>(対象範囲)</p> <p>第2条 この事業は、次の各号に掲げる社会福祉施設を対象とする。</p> <p>(1) 四日市市立保育所</p> <p><u>(2) 四日市市立あけぼの学園</u></p> <p><u>(3) 四日市市立児童館</u></p>

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(こども未来部こども未来課)